

# 紹介所に関する諸手続要領

## < 目次 >

### I 有料職業紹介の許可申請

- 1 許可申請書類（事前相談必要・提出→先管轄労働局）……1

### II 有料職業紹介所の諸変更の届け出（申請：主管労働局）

- 1 届出制手数料の届け出・変更……3
- 2 許可証の再交付……3
- 3 有効期間の更新……3
- 4 変更の届け出……4
- 5 事業所の新設……6
- 6 職業紹介の廃止……7
- 7 許可証の書き換え……7
- 8 取扱職種範囲等の届出・変更……8
- 9 職業紹介事業報告……8
- 10 個人事業の代表者の死亡……8

## I 有料職業紹介の許可申請

### 1 許可申請書類（事前相談必要・提出→先管轄労働局）

- (1) 許可申請書 様式第1号（様式第1号記載例）
- (2) 紹介業事業計画書 様式第2号（様式第2号記載例）
- (3) 添付書類

#### ①法人に関する書類

- ・定款又は寄付行為
- ・法人の登記事項証明書

#### ②代表者、役員に関する書類

- ・住民票の写し  
（当該者にかかわる部分のみ本籍地の記載あるものに限る）
- ・履歴書  
（職歴、資格の取得、賞罰及び役職員への就任解任状況、本人の署名又は記名あるもの。写真は不要）
- ・精神の機能障害に関する医師の診断書  
（代表者、役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができない恐れのある者である場合に限る）

#### ③職業紹介責任者に関する書類

- ・住民票の写し
- ・受講証明書の写し
- ・精神の機能障害に関する医師の診断書  
（代表者、役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができない恐れのある者である場合に限る）

#### ④資産及び資金に関する書類

- ・最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書  
（税務署に提出したもの）
- ・職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する以下の書類  
【法人の場合】
  - i 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し  
（税務署の受付印有り、別表1及び別表4は必ず提出）
  - ii 納税証明書  
（最近の事業年度における所得金額に関するもの）
  - iii 最近の事業年度における株主資本等変動計算書
- 【個人場合】

- i 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し  
(税務署の受付印有り、納税申告書第1表)
  - ii 納税証明書(個人の最近の事業年度に関する所得金額に関するもの)
  - iii 預貯金の残高証明書(預貯金を資産とする場合)
  - iv 登記事項証明書(不動産を資産とした場合)
  - v 公的機関による不動産の評価額証明書の写し  
(例えば固定資産税の評価額証明書、不動産を資産とする場合)
- ・所有している資金の額を証明する預貯金残高証明書及び貸付金残高証明書

⑤ 個人情報 の 適正管理 に 関する 書類 様式例第4号 (様式例第4号記載例)

⑥ 業務運営 に 関する 書類 様式例第1号

⑦ 事業所施設 に 関する 書類

- ・申請者所有の場合 当該事業に係わる建物の登記事項証明書
- ・他人所有の場合 当該事業に係わる建物の賃貸借又は使用貸借契約書

⑧ 届出制手数料 に 関する 書類 様式第3号 (様式第3号記載例)

上記以外に代表者役員が未成年の場合、国外にわたる紹介に関する書類等があるが別途記載する。

(4) 提出書類、期日及び費用

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
事業開始 の2か月 前まで	【登録免許税】 9万円	許可申請書(様式第1号) 紹介業事業計画書(様式第2号)	正本1 写し2
	【印紙代】 5万円 ※複数事業所は以下を追加 1万8千円×(職業紹介事業を行う事業所数-1)	法人に関する書類 代表者、役員に関する書類 職業紹介責任者に関する書類 資産及び資金に関する書類 個人情報の適正管理に関する書類 業務運営に関する書類 事業所施設に関する書類 手数料に関する書類 国外にわたる紹介に関する書類	正本1 写し1

## Ⅱ 有料職業紹介所の諸変更の届け出（申請：主管労働局）

### 1 届出制手数料の届け出・変更

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
規定なし	不要	様式第3号	正本1 写し2

- ・届出制手数料（変更）届出書（様式第3号）

### 2 許可証の再交付

破損や紛失などにより許可証をなくした場合

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
すみやかに	不要	様式第6号	正本1 写し2

- ・有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第6号）

### 3 有効期間の更新

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
有効期間満了の3か月前まで	1万8千円×事業所数	様式第1・2号 添付書類	正本1 写し2 正本1 写し1

- ・有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）
- ・有料職業紹介事業計画書（様式第2号）
- ・その他の添付書類
  - ①法人に関する書類（変更があった場合に限る）
    - ・定款又は寄付行為
    - ・法人の登記事項証明書
  - ②代表者、役員に関する書類（変更があった場合に限る）
    - ・住民票の写し  
（当該者にかかわる部分のみ、本籍地の記載あるものに限る）
    - ・履歴書  
（職歴資格の取得、賞罰及び役職員への就任解任状況、本人の署名又は記名あるもの。写真は不要）
    - ・精神の機能障害に関する医師の診断書  
（代表者、役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができない恐れのある者である場合に限る）
  - ③職業紹介責任者に関する書類（変更があった場合に限る）
    - ・住民票の写し  
（本籍地のあるもの、従前の届け出等においてなかった場合に限る）

- 受講証明書の写し
  - 精神の機能障害に関する医師の診断書  
(精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができない恐れのある者である場合に限る)
- ④資産及び資金に関する書類(但し資金に関する書類を除く)
- 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書  
(税務署に提出したもの)
  - 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する以下の書類
    - 【法人の場合】
      - i 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し  
(税務署の受付印有り、別表1及び別表4は必ず提出)
      - ii 納税証明書  
(最近の事業年度における所得金額に関するもの)
      - iii 最近の事業年度における株主資本等変動計算書
    - 【個人の場合】
      - i 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し  
(税務署の受付印有り、納税申告書第1表)
      - ii 納税証明書  
(個人の最近の事業年度に関する所得金額に関するもの)
      - iii 預貯金の残高証明書  
(預貯金を資産とする場合)
      - iv 登記事項証明書  
(不動産を資産とした場合)
      - v 公的機関による不動産の評価額証明書の写し  
(例えば固定資産税の評価額証明書、不動産を資産とする場合)
- 手数料  
更新手数料 18,000円×(有料紹介事業を行う事業所の数)
  - 交付書類  
職業紹介事業許可証(許可に条件が付される場合は条件通知書)
  - 留意事項  
職業紹介責任者(講習受講5年以内の者)  
新たな許可証は現許可証と引き換えにて交付
  - 関連手続き  
更新時に変更が生じた場合は更新手続きと併せ変更の届け出が必要

#### 4 変更の届け出

- (1) 許可証の書き換えを要しない事項

①法人代表者及び役員の氏名又は変更

【添付書類】

- 住民票の写し（当該者に関わる部分のみ、本籍地の記載あるものに限る）
- 履歴書  
（職歴資格の取得、賞罰及び役職員への就任解任状況、本人の署名又は記名あるもの。写真は不要）
- 精神の機能障害に関する医師の診断書  
（代表者、役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができない恐れのある者である場合に限る）

②職業紹介責任者の氏名又は住所変更

【添付書類】

- 住民票の写し  
（本籍地記載のあるもの、従前の届け出等においてなかった場合に限る）
- 受講証明書の写し
- 精神の機能障害に関する医師の診断書  
（精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができない恐れのある者である場合に限る）

③他に事業を行っている場合の事業の種類及び内容の変更

【添付書類】

- 定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書

④取次機関の追加・変更・廃止（外国人紹介）

【添付書類】

- 相手先国に関する書類、取次機関に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合に限る）

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
①③④は10日以内	不要	様式第6号	正本1 写し2
②は30日以内		添付書類	正本1 写し1

(2) 許可証の変更を要する場合

⑤事業者の氏名又は名称及び住所の変更

【添付書類】

- 住民票の写し
- 法人の登記事項証明書

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
10日以内	不要	様式第6号 添付書類	正本1 写し2 正本1 写し1

⑥職業紹介事業を行う事業所の名称又は住所の変更

【添付書類は不要】

※ただし、法人名称も同時に変更した場合は、下記の添付書類が必要です。

- ・定款又は寄付行為
- ・法人の登記事項証明書

（登記事項証明書の添付を要する変更の届出は30日以内）

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
10日以内	不要	様式第6号	正本1 写し2 正本1 写し1

5 事業所の新設

(1) 事業所の新設

事業所（支店）の新設にあたっては事前に主管労働局と相談必要

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
10日以内	不要	様式第2・6号 添付書類	正本1 写し2 正本1 写し1

【添付書類】

①職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書

②資産及び資金に関する書類（事業所数の上限を超えて新設する場合のみ）

- ・最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書  
（税務署に提出したもの）

- ・職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証明する以下の書類

【法人の場合】

- i 最近の事業年度における法人税の納税申告書の写し  
（税務署の受付印有り、別表1及び別表4は必ず提出）

ii 納税証明書

（最近の事業年度における所得金額に関するもの）

iii 最近の事業年度における株主資本等変動計算書

【個人の場合】

- i 最近の納税期における所得税の納税申告書の写し  
（税務署の受付印有り、納税申告書第1表）

ii 納税証明書

(個人の最近の事業年度に関する所得金額に関するもの)

iii 預貯金の残高証明書

(預貯金を資産とする場合)

iv 登記事項証明書

(不動産を資産とした場合)

v 公的機関による不動産の評価額証明書の写し

(例えば固定資産税の評価額証明書、不動産を資産とする場合)

- 所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書及び貸付金残高証明書

③ 個人情報の適正管理に関する書類 (様式例第4号)

④ 業務運営に関する書類 (様式例第1号)

⑤ 建物の登記事項証明書 (申請者の所有の場合) もしくは建物の賃貸借又は使用貸借契約書 (他人所有に限る)

6 職業紹介の廃止

(1) 許可の有効期間内に事業を廃止した場合

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
10日以内	不要	様式第7号 全ての事業所にかかる許可証	正本1 写し2 正本1 写し1

(2) 職業紹介事業を行う事業所を廃止した場合

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
10日以内	不要	様式第6号 廃止する事業所の許可証	正本1 写し2 正本1 写し1

7 許可証の書き換え

(1) 許可証の記載事項に変更が生じた場合

- 事業者の氏名又は住所  
(個人の場合はその個人の住所、法人の場合はその法人の所在地) の変更
- 職業紹介事業を行う事業所の名称変更
- 紹介事業を行う事業所の所在地の変更

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
10日以内	不要	様式第6号	正本1 写し2

- 登記事項証明書の添付を要する場合30日以内

## 8 取扱職種範囲等の届出・変更

### (1) 取扱職種範囲等の届出・変更

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
規定なし	不要	様式第6号	正本1 写し2

## 9 職業紹介事業報告

### (1) 有料職業紹介事業報告（実績あり・実績なし）

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
4月1～30日	不要	様式第8号	正本1 写し2

## 10 個人事業の代表者の死亡

### (1) 個人事業において職業紹介事業の代表者死亡した場合

手続時期	手数料	提出書類	提出部数
10日以内	不要	通達様式第13号	正本1 写し2

#### ・個人事業の代表者が死亡した場合の事業継続のための措置

##### ①職業紹介責任者でない代表者が死亡した場合

- i 職業紹介事業の許可は自然消滅します。
- ii ただし死亡の日から10日以内に死亡の届け出が出された場合は死亡の日から1か月間職業紹介責任者の責任において事業の継続を行うことを認められます。
- iii この1か月の内に引き続き事業を継続しようとするものから新規許可申請が行われた場合には許可処分の日まで職業紹介責任者の責任において事業の継続が認められます。

##### ②職業紹介責任者を兼ねている代表者が死亡した場合

- i 死亡の日から10日以内に死亡の届け出が出された場合は死亡の日から1か月間届出者(当該代表者の家族、従事者又は有効求職登録者)の責任において事業の継続を行うことを認められます。
- ii この1か月の内に引き続き事業を継続しようとするものから新規許可申請が行われた場合には許可処分の日まで届出者の責任において事業の継続が認められます。

##### ③代表者が死亡し、職業紹介責任者等が職業紹介事業を継続しない場合

- i 死亡届を提出する必要はありません。